

令和6年5月10日

▼タイトル

市議会議員の職員に対する行為等に関する申し入れについて

別紙のとおり、高島市議会議長あてに、市議会議員の職員に対する行為等に関する申し入れを行いましたので、資料提供します。

▼問い合わせ先

○所 属： 高島市役所 総務部 人事課

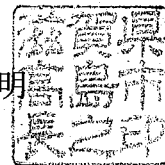
○電話番号： 0740（25）8525

高 人 事 第 4 4 号

令和6年5月10日

高島市議会議長 廣本 昌久 様

高島市長 福 井 正 明



市議会議員の職員に対する行為等に関する申し入れ

令和6年3月定例会期間中において、特定の市議会議員による言動に関し、当時の議会事務局職員から報告がありました。その具体的な内容は、今城克啓議員が特定の議会事務局職員に対して、複数回にわたり暴言を吐いたとの事があります。また、当該職員およびその場に居合わせた複数の職員からの聴取において、当該議員が職員に厳しく詰め寄り、強い口調で詰問したほか、感情的に大きな声で怒鳴るなどの行為があったことを確認しているところであります。

執行部といたしましては、市議会との信頼関係を構築する中で市政運営を担っていると認識しているところであり、本件事案は労働施策総合推進法（通称：パワハラ防止法）に抵触するものと考えられ、看過出来ないものであります。

ついては、下記のとおり嚴重に申し入れしますので、本件事案に係る事実の確認を含め、市議会の責任において厳正な対応を求めます。

記

1. 令和6年3月13日（水）産業建設常任委員会の暫時休憩中および委員会終了後の議会事務局事務室において今城克啓議員が職員に行った行為等について、議会において事実確認等を調査され、その結果に基づき、厳正に対応されたい。
2. 事実関係を調査・確認後においては、その対応も含め、市議会の責任において経緯等を速やかに公表されるとともに、本職宛てに文書にて回答されたい。

以上